

議案第33号

(決議の採択)

三朝町道路占用料徴収条例の設定について
次のとおり三朝町道路占用料徴収条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年3月11日

三朝町長 吉田秀光

平成17年3月25日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

(決議の金額)

三朝町条例第...号
三朝町道路占用料徴収条例

三朝町条例第...号

三朝町道路占用料徴収条例

(目的)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、町道の占用料（以下「占用料」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。

(占用料の徴収方法)

第3条 占用料は、占有を許可した際にその全額を徴収する。ただし、占有期間が年度を越えるときは、初年度分は占有許可の際、次年度からはその年度分をその年度の始めに徴収する。

(占用料の還付)

第4条 既に納付した占用料は還付しない。ただし、道路占有者から占用料還付の請求があった場合次の各号の一に該当するときは、その事実の生じた月の翌月からの占用料を還付することができる。

- (1) 法第71条第2項の規定により占有の許可を取り消したとき
- (2) 天災その他特別の理由により道路の占有ができなくなったとき
- (3) 占有者が占有の廃止を届け出て道路を原状に回復したとき

(占用料の減免)

第5条 町長は、道路の占用が次の各号の一に該当する場合は、占用料を減免することができる。

- (1) 公共の用に供し、又は公益上必要な事業を実施するため占用するとき
- (2) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業のため占用するとき
- (3) 道路に出入する通路又は排水施設を設けるとき
- (4) 地先から雨水又は汚水等を排水するために必要な排水管の埋設その他の施設を設けるために占用するとき
- (5) 前各号のほか町長が特に必要があると認めるとき

(延滞金の徴収)

第6条 法第73条第1項の規定による督促をしたときは、延滞金を徴収する。

- 2 延滞金の額は、納付すべき期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、占用料の額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。
- 3 前項の延滞金は、当該督促に係る占用料の額が1,000円以上である場合に徴収するものとし、延滞金の額が100円未満であるときは徴収しないものとする。
- 4 町長は、延滞金を納付する者に災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、当該延滞金を減免することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前既に道路占用を受け、占用料を納付した者については、その期間はなお従前の例による。

別表 (第2条関係)

| 区 分 | | 占 用 料 | | |
|--|-------------------------------|----------------------|----------------------|-------|
| | | 単 位 | 金額 (円) | |
| 法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物 | 第1種電柱 | 1本1年につき | 770 | |
| | 第2種電柱 | | 1,200 | |
| | 第3種電柱 | | 1,600 | |
| | 第1種電話柱 | | 690 | |
| | 第2種電話柱 | | 1,100 | |
| | 第3種電話柱 | | 1,500 | |
| | その他の柱類 | | 53 | |
| | 共架電線その他上空に設ける線類 | 長さ1メートルに つき1年 | 7 | |
| | 地下電線その他地下に設ける線類 | | 4 | |
| | 路上に設ける変圧器 | 1個につき1年 | 520 | |
| | 地下に設ける変圧器 | 占用面積1平方メ ートルにつき1年 | 360 | |
| | 変圧塔その他これに類するもの及び公 衆電話所 | 1個につき1年 | 1,100 | |
| | 郵便差出箱及び信書便差出箱 | | 450 | |
| | 広告塔 | 表示面積1平方メ ートルにつき1年 | 1,100 | |
| その他のもの | 占用面積1平方メ ートルにつき1年 | 1,100 | | |
| 法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件 | 外径が0.1メートル未満のもの | 長さ1メートルに つき1年 | 36 | |
| | 外径が0.1メートル以上0.15メートル 未満のもの | | 53 | |
| | 外径が0.15メートル以上0.2メートル 未満のもの | | 71 | |
| | 外径が0.2メートル以上0.4メートル 未満のもの | | 140 | |
| | 外径が0.4メートル以上1メートル未 満のもの | | 360 | |
| | 外径が1メートル以上のもの | | 710 | |
| 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設 | | 占用面積1平方メ ートルにつき1年 | 1,100 | |
| 法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設 | 祭礼、縁日等の際し、一時的に設ける もの | 占用面積1平方メ ートルにつき1日 | 11 | |
| | その他のもの | 占用面積1平方メ ートルにつき1月 | 110 | |
| 道路法施行 令(昭和27 年政令第 479号。以 下「政令」 | 看板(アーチであ るものを除く) | 一時的に設けるも の | 表示面積1平方メ ートルにつき1月 | 110 |
| | | その他のもの | 表示面積1平方メ ートルにつき1年 | 1,100 |
| | 標識 | | 1本につき1年 | 850 |

| | | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|--------------------|------------------|-----|
| という。)第7条第1号に掲げる物件 | 旗ざお | 祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの | 1本につき1日 | 11 |
| | | その他のもの | 1本につき1月 | 110 |
| | 幕(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。) | 祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの | その面積1平方メートルにつき1日 | 11 |
| | | その他のもの | その面積1平方メートルにつき1月 | 110 |
| アーチ | 車道を横断するもの | 1基につき1月 | 1,100 | |
| | その他のもの | | 540 | |
| 政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料 | | | 占有面積1平方メートルにつき1月 | 110 |

備考

- 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとし、占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未

満の端数があるときは1月として計算するものとする。

- 7 一件の占用料の額が100円未満である場合における当該占用料の額は、100円とするものとする。
- 8 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる
占用以外の占用に係る1件の占用料の額は、この表（備考7を除く。）の規定により
計算して得た額に100分の105を乗じて得た額（その額が100円未満である場合に
合っては、100円）とするものとする。